

《内閣府 男女共同参画局から》

●平成30年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズを募集しています！（～2月28日まで）

《お知らせ》

●3月10日は「農山漁村女性の日」です【農林水産省】

●特別展示『女性の歩みを受け継ぐ』＋ミニ展示『明治時代の女子教育』開催【文部科学省】

●「教職員を対象とした男女共同参画研修」実施【文部科学省】

●「学習オーガナイザー養成研修」実施【文部科学省】

●スマートフォン版「女性の活躍推進企業データベース」を公開しました！～データベースへの登録で、就活生などに幅広くアピールできます～【厚生労働省】

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

《内閣府 男女共同参画局から》

●平成30年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズを募集しています！（2月28日まで）

2年後の2020年夏に我が国で開催される東京オリンピック・パラリンピックはスポーツへの関心を高める絶好の機会です。

しかし、日本では、アスリートのみならず運動を楽しみたいと思っている場においても、それに関わる指導者や競技団体の役員など、スポーツに関わるあらゆる分野で女性は少数です。

スポーツに関わるあらゆる分野において女性が増えることにより、様々なスポーツの場で、一般、学生、アマチュア、プロを問わず、男性も女性も誰もが、よりスポーツに親しみ、チャレンジし、活躍することができるようになるためのキャッチ

フレーズを募集します。

このキャッチフレーズは、平成30年度「男女共同参画週間」のポスターをはじめ、様々な場面で広報・啓発活動に使用させていただきます。

・募集テーマ：スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、様々なスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようになるためのキャッチフレーズ

・応募資格：どなたでも応募できます。なお、応募作品は未発表の自作のものに限ります。

・応募期間：平成30年2月28日(水)まで

・応募方法：キャッチフレーズ募集ページに記載の「応募フォーム」に、キャッチフレーズ（1通につき1作品）・住所・氏名・年齢・性別・電話番号等を記入の上、応募ください。

・発表：4月中（予定）に入賞者に通知します。

・表彰等：応募いただいた作品は、内閣府及び外部審査員により審査の上、最優秀賞及び優秀賞を決定します。

<外部審査員> 勝間和代氏（経済評論家）、萩原なつ子氏（立教大学教授）、山本高史氏（関西大学教授）

・その他：応募作品は返却いたしません。また、入賞作品の著作権は内閣府に帰属します。

※詳細は以下をご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>

《お知らせ》

●3月10日は「農山漁村女性の日」です【農林水産省】

農林水産省が提唱する「農山漁村女性の日」とは、農山漁村の女性たちが果たしている役割を正しく認識するとともに、女性の能力を一層発揮するための環境づくりを目指すもので、この日を中心に、全国各地で関連イベントが開催されます。

「農山漁村女性の日記念行事」として、女性が活躍する農業経営体や女性農業者等の表彰、農業女子プロジェクトメンバー作成の動画コンテストなどが予定されていますので、ふるってご参加ください。

「農山漁村女性の日記念行事」

○農業の未来を作る女性活躍経営体100選（WAP100）表彰式

日時：3月6日（火）13:30～17:00

場所：渋谷区文化総合センター大和田6階「伝承ホール」（東京都渋谷区）

※詳しくは下記を参照ください。

http://hojin.or.jp/standard/100/cat2391/29wap100_award.html

○未来農業DAYs

（農山漁村女性活躍表彰及び大地の力コンペ）

日時：3月7日（水）12:00～17:15

場所：東京大学安田講堂（東京都文京区）

※詳しくは下記を参照ください。

<https://www.mirainogyodays.org/#>

○農業女子PJフォーラム2017

日時：平成30年3月8日（木）14:00-16:30

場所：都道府県会館101会議室（東京都千代田区）

※詳しくは下記を参照ください。

<https://nougyoujoshi.maff.go.jp/award/2017/>

※お問い合わせ先

農林水産省 経営局 就農・女性課 女性活躍推進室

(03-3591-5831)

●特別展示『女性の歩みを受け継ぐ』＋ミニ展示『明治時代の女子教育』開催【文部科学省】

国立女性教育会館（NWEC／ヌエック）の女性アーカイブセンターが今年で開設10周年を迎えることを記念して特別展示を開催中です。女性団体や個人の手による貴重な資料を通じて、女性たちが活動してきた様子や、それを今の女性たちがどのように受け継いでいるかを感じ取っていただければ幸いです。

また、政府による「明治150年」関連事業として、ミニ展示「明治時代の女子教育」を同時開催します。明治時代の雑誌・教科書・すごろくなどを展示します。江戸時代の日本の教えと明治維新後に入ってきた西洋の教えが共存していた時代の様子をご覧ください。

期間：1月26日（金）～9月9日（日）9時～19時（休館日をのぞく）

会場：国立女性教育会館女性アーカイブセンター展示室（本館1階）

料金：無料

詳しくは、こちらを御覧ください。

<https://www.nwec.jp/event/archivecenter/tenji2018.html>

□お問合せ先

国立女性教育会館情報課

TEL：0493-62-6728

●「教職員を対象とした男女共同参画研修」実施【文部科学省】

国立女性教育会館（N W E C /ヌエック）では、1月6日～7日に小・中・高等学校の教職員を主な対象とした研修を実施。34名が全国から参加しました。

本研修は、学校現場が直面するさまざまな課題を男女共同参画の視点から捉え、理解を深めることを目的としています。男女共同参画の基本理念の整理や、働き方改革、女性管理職（校長・教頭等）が増えるメリット、児童生徒の将来なりたい職業の性差への影響など多彩なテーマでディスカッションを展開しました。さらに、新学習指導要領で取り入れられたアクティブラーニングの手法による「多様性を実感するワーク」を体験後、全体を振り返り、研修内容を現場でどう生かすかを参加者同士で話し合いました。

L G B TやS N Sの利用方法等の情報提供も実施し、知識のブラッシュアップもはかった本研修は、活発な議論が交わされ、参加者の満足度は100%でした。次回は平成30年11月29日～30日に実施予定です。

詳しくはこちらを御覧ください。

https://www.nwec.jp/event/training/g_kyoin2017.html

□お問合せ先

国立女性教育会館事業課

TEL:0493-62-6725

●「学習オーガナイザー養成研修」実施【文部科学省】

国立女性教育会館（N W E C /ヌエック）では、1月18日（木）～20日（土）の2泊3日の日程で38名の参加を得て実施しました。講義では、神田道子N W E C 客員研究員が「男女共同参画の基礎的理解を深めるために」と題して、個人が抱える問題の背後に社会的課題が潜んでいること、真に課題解決を目指すためには社会的土台づくりに参画する必要があること、参画推進人材養成のために学習の場の提供

が極めて有効であることを解説しました。

また、ジェンダー統計・事例研究・講義を通じ、男女共同参画を推進するうえでの基点・基軸を形成し、地域のジェンダー課題解決に向けたプログラム試案を作るグループワークを行いました。最終的には「働く女性への支援」「意思決定の立場にある男性の意識改革」等のプログラムデザインを完成。男女共同参画の視点に立った地域づくりのための人材育成と事業を実施するために必要な理論と実践を学んだ3日間となりました。

詳しくは、こちらを御覧ください。

https://www.nwec.jp/event/training/g_gakusyu2017.html

お問合せ先

国立女性教育会館事業課

TEL:0493-62-6725

●スマートフォン版「女性の活躍推進企業データベース」を公開しました！～データベースへの登録で、就活生などに幅広くアピールできます～【厚生労働省】

厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や、自社の女性活躍に関する情報を公表・掲載するためのツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。

昨年12月末に、このデータベースのスマートフォン版を公開しました。これにより、就活生をはじめとした求職者や消費者、投資家などへ広く自社の取組をアピールできるチャンスが増えます。ぜひデータベースへの登録・公表をお願いします。

データベースを利用するメリット

○自社の取組を就活生や消費者、投資家などにアピールすることができ、イメージアップにつながります。

○採用活動におけるアピールポイントになり、優秀な人材の採用につながります。

□「えるぼし」認定にはこのデータベースでの公表が必要です。

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主であることの「認定」を取得する際は、このデータベースでの公表が必要です。

【女性の活躍推進企業データベース】

<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

平成27年10月5日以降「マイナンバー」を記載した「通知カード」を住民票の住所地に簡易書留で送付することとなっているため、DV等被害者、東日本大震災の被災者、長期入院・入所者で、やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない方は、事前に居所を登録する手続きを行っていただくことで、居所に「通知カード」を送付することができるようにしてまいりました。

しかしながら、この居所登録手続きを行っていない場合や、登録後に居所が変更となった場合などにより、通知カードを受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください。

また、通知カードがDV等加害者のいる住民票の住所地に届いてしまった方も、マイナンバーの変更手続きが可能であるため、住民票のある市区町村にお問合せください。

※詳細は以下をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

=====

●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。

男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、平成30年3月9日（金）に配信する予定です。

=====

●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>